

支援プログラム

児童発達支援 しーど

作成日 令和 6 年 4 月 1 日

事業所理念		障害児および障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児および障害児の保護者の立場に立った適切なサービスを提供するため、適正な運営を確保し必要な人員及び管理運営に関する事項を定めるとともに、サービスの円滑な運営管理を図る。		
支援方針		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用児童に対し成育を助長し、集団の中に入っていき力を身につけると共に、将来を見通し自立の促進を図ることを目的として指導訓練を行うものとする 2 利用児童および保護者の意向、利用児童の適正及び特性、その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づきサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより、適切かつ効果的にサービスの提供を行うものとする 3 利用児童、保護者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする 4 地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービスを行うもの、児童福祉施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 5 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害児の人権の擁護・虐待等の防止を図る 6 児童福祉法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設置及び運営にかんする基準並びに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める内容ほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。 		
営業時間及びサービス提供時間		営業時間 9:30～18:30(祝日・長期休業日9:00～18:00) サービス提供時間 10:00～18:00(祝日・長期休業日10:00～17:00)	送迎実施の有無	あり
支援内容		児童の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行う		
本人支援	健康・生活	健康状態の維持・改善を図り、生活のリズムや生活習慣の形成及び基本的な生活スキルの獲得に向けた支援等		
	運動・感覚	姿勢と運動・動作の向上や姿勢と運動・動作の補助的手段の活用及びそれを保有する感覚の総合的な活用に向けた支援等		
	認知・行動	認知の発達と行動の習得、空間・時間、数などの概念形成の習得及び対象や外部環境の適切な認知と行動の習得に向けた支援等		
	言語 コミュニケーション	言語の形成、活用、需要、表出及びその手段の選択と活用に関する支援等		
	人間関係 社会性	他者とのかかわり（人間関係）の形成、自己の理解と行動の調整及び仲間づくりと集団への参加に関する支援等		
家族支援	子育て、子どもの発達上の課題について相談援助に関する支援等	移行支援	保育園・こども園・幼稚園・就学先等との連携、支援、支援体制の構築に関する支援等	
地域支援 地域連携	個別のケース検討会議の開催、子育て支援機関、医療機関、保健所等の専門機関との連携に関する支援等	職員の質の向上	外部研修、事業所内研修等を取り入れ職員の知識、技術の向上に努める	
主な行事等	戸外活動・クッキング・外食体験・買い物学習・水遊び・コンサート・親子レクリエーション・地域行事への参加等			

支援プログラム

放課後等デイサービス しーど

作成日 令和 6 年 4 月 1 日

事業所理念		障害児および障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児および障害児の保護者の立場に立った適切なサービスを提供するため、適正な運営を確保し必要な人員及び管理運営に関する事項を定めるとともに、サービスの円滑な運営管理を図る。		
支援方針		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用児童に対し成育を助長し、集団の中に入っていき力を身につけると共に、将来を見通し自立の促進を図ることを目的として指導訓練を行うものとする 2 利用児童および保護者の意向、利用児童の適正及び特性、その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づきサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより、適切かつ効果的にサービスの提供を行うものとする 3 利用児童、保護者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする 4 地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービスを行うもの、児童福祉施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 5 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害児の人権の擁護・虐待等の防止を図る 6 児童福祉法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設置及び運営にかんする基準並びに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める内容ほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。 		
営業時間及びサービス提供時間		営業時間 9:30~18:30(祝日・長期休業日9:00~18:00) サービス提供時間 放課後~18:00(祝日・長期休業日10:00~17:00)	送迎実施の有無	あり
支援内容		児童の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行う		
本人支援	健康・生活	健康状態の維持・改善を図り、生活のリズムや生活習慣の形成及び基本的な生活スキルの獲得に向けた支援等		
	運動・感覚	姿勢と運動・動作の向上や姿勢と運動・動作の補助的手段の活用及びそれを保有する感覚の総合的な活用に向けた支援等		
	認知・行動	認知の発達と行動の習得、空間・時間、数などの概念形成の習得及び対象や外部環境の適切な認知と行動の習得に向けた支援等		
	言語 コミュニケーション	言語の形成、活用、需要、表出及びその手段の選択と活用に関する支援等		
	人間関係 社会性	他者とのかかわり（人間関係）の形成、自己の理解と行動の調整及び仲間づくりと集団への参加に関する支援等		
家族支援	子育て、子どもの発達上の課題について相談援助に関する支援等	移行支援	学校・学童等との連携、支援、支援体制の構築に関する支援等	
地域支援 地域連携	個別のケース検討会議の開催、子育て支援機関、医療機関、保健所等の専門機関との連携に関する支援等	職員の質の向上	外部研修、事業所内研修等を取り入れ職員の知識、技術の向上に努める	
主な行事等	戸外活動・クッキング・外食体験・買い物学習・水遊び・コンサート・親子レクリエーション・地域行事への参加等			